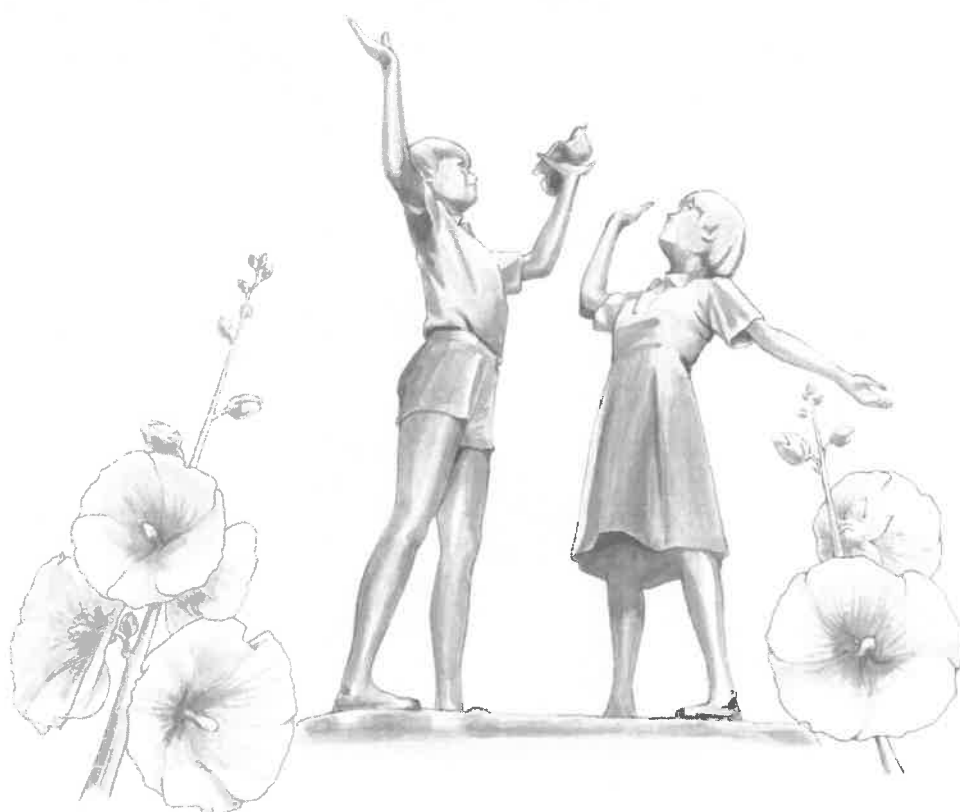


令和 6 年度

いじめ防止対策基本方針



福島大学附属小学校

いじめ防止対策基本方針

福島大学附属小学校

1 いじめに対する基本認識の共有

いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる問題であることから「いじめは現に起きている」という基本認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり「いじめを絶対に許さない」というスタンスに立つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協力を努める。

2 いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校だけでなく、家庭や地域との連携・協力の基で、いじめの実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、日記、個別面談 等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(全教員の目による観察、担任による行動観察記録 等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、個別面談 等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有 等)

3 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題が発生したときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得出来る解決をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は、事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察をはじめとする関係機関に相談し、協力を求める。
- (6) いじめが解決した後も、いじめられていた子どもと保護者、いじめた子どもと保護者への継続的な連絡を行う。

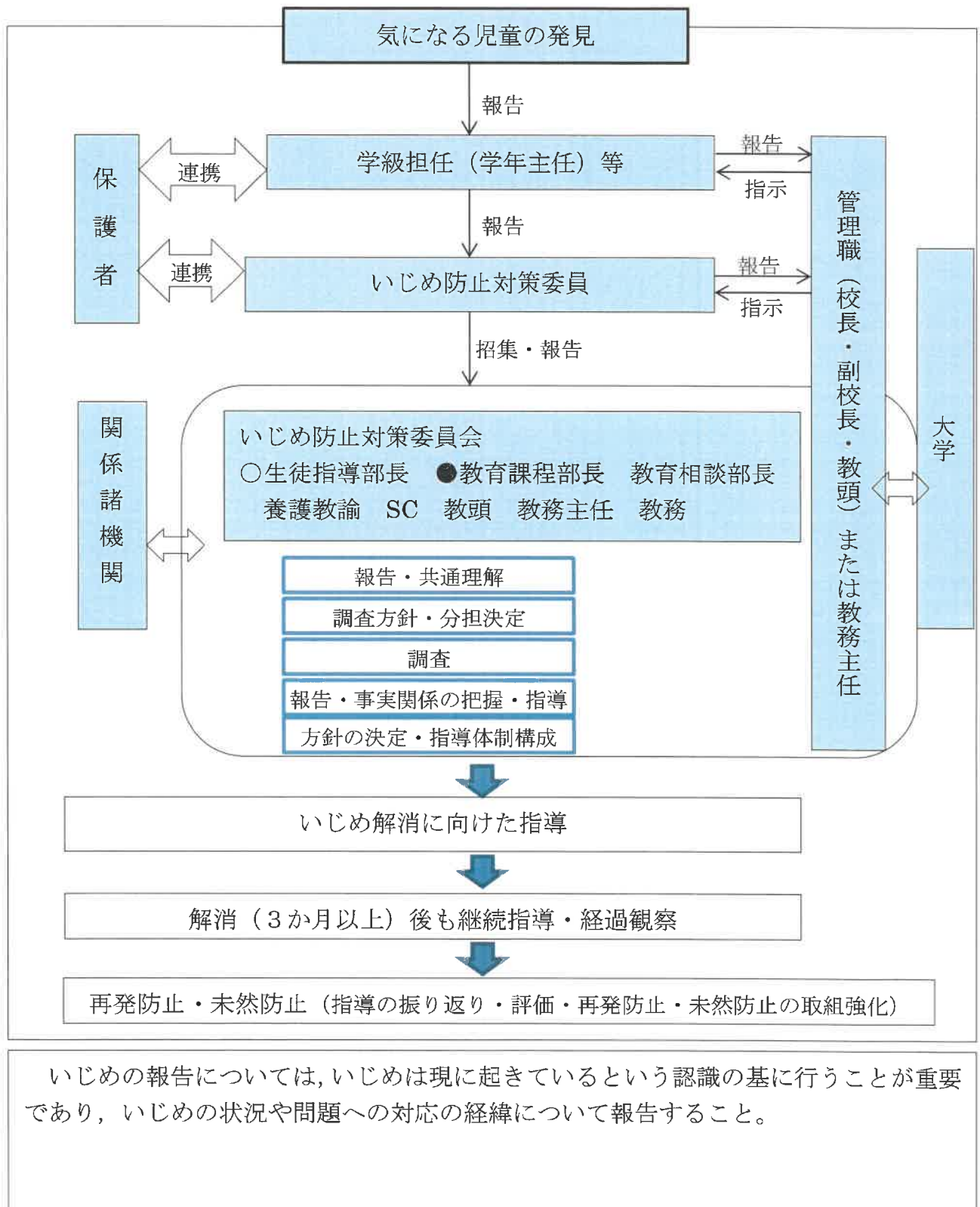
4 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分事として捉え、自ら主体的に活動出来る集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動を通して、規範意識や集団の在り方等について学ぶ場を計画的に位置付ける。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、保健室、ほっとルーム、スクールカウンセラーを活用し、複数の目で子どもを見守る。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、細心の注意を図る。
- (5) 常に危機意識をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善・充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 保護者、地域、関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携に努める。

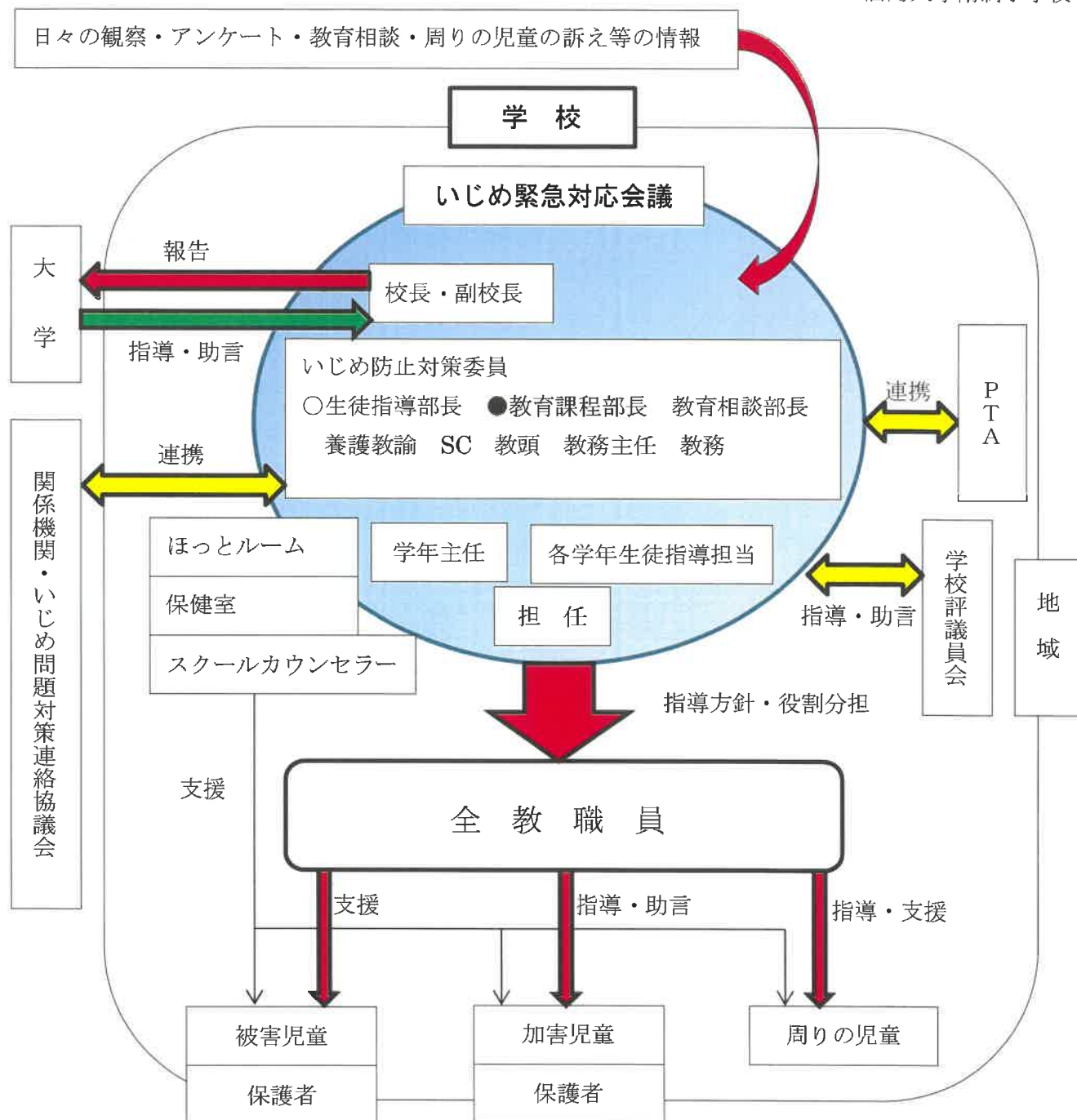
いじめの報告体制

福島大学附属小学校



いじめ対応に関する校内緊急体制

福島大学附属小学校



各関係機関（学校だけで解決が困難な事例）

福島市法務局	霞町1-46	534-1111
福島市警察署	上町7番31号	522-2121
中央児童相談所	森合町10-9	534-5101
福島市子ども家庭課	森合町10-1	525-3780

未然防止

1 子どもや学級の様子を知るために

① 教職員の気づきが基本

- 同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、子どもたちと場を共にすることが大切。
- 子どもたちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることが出来る感性を高めていく。

② 実態把握の方法

- 子どもたちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。
- 子どもたちへの意識調査や学級内の人間関係を捉える調査等を実態把握の一つの方法として用いる。(定期的な調査)
- 配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間、校種間で適切な引き継ぎを行う。

2 共に認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

① 子どもたちのまなざしと信頼

- 子どもたちは常に教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちのよきモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 教職員の協力協働体制

- 互いに学級経営や授業、生徒指導等について尋ねたり、相談したり、気軽に話が出来職場の雰囲気大切である。
- 校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応出来る体制を構築する。
- 子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちの「自尊感情」と「心の居場所づくり」に努める。

③ 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

- 学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが大切である。
- 「認められた」「人の役に立った」という経験が子どもたちを成長させていく。教職員の温かい言葉掛けが「認められた」という自己肯定感につながっていく。

④ 子どもたちの主体的な参加による活動

- 異年齢交流・・・「委員会活動」「クラブ活動」「代表委員会」「1年生の給食手伝い」「プールの交流」「スポーツフェスタ」「生活科の交流」「あおい家族」等
- さらに今後出来る取り組みを考えていく。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

① 人権教育の充実

- いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させることが大切。
- 子どもたちが人の痛みを思いやることが出来るよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

- 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切となる。
- 心が揺さぶられる教材や資料等、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが重要である。

③ 体験活動の充実

- 子どもたちは自己と向き合い、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。
- 福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」との関わりを意図的に設定し、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要である。

④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- 子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

様々な学習手法

- ・ エンカウンターグループ
- ・ ソーシャルスキルトレーニング
- ・ アサーショントレーニング
- ・ ピアメディエーション 等

4 保護者や地域の方への働きかけ

- PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学年便りや学年集会等による広報活動を積極的に行う。

実践事例1 授業参観・保護者会等

- ・ 授業参観で必ず年1回は、道徳科や特別活動の時間を設定する。
- ・ 学級活動で、ゲストティーチャーとして、保護者や地域の方々を招き、話を聞く。
- ・ 学級活動や保護者会等で、保護者にもインタビューしたり、意見を聞いたりする。

実践事例2 学年だより、連絡帳等

- ・ 子どもたちのよい面を発信し、子どもに伝えることで、自己存在感や自己有用感を与え、保護者に子どものよい面や頑張っている点を伝える。
- ・ いじめへの取組について、学年便りを通じて発信する。

早期発見

1 教職員のいじめに気付く力を高めるために

① 子どもの立場に立つ

- 一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行う。
- 教職員が人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもたちを守るという姿勢が大切である。

② 子どもの立場に立つ

- 子どもたちの気持ちを受け入れるために、共感的に子どもの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが必要である。

③ いじめ発見のきっかけ

- ★小学校・・・担任による発見、保護者からの訴えによる発見が多い。
 - ★中学校、高校・・・担任以外、本人からの訴えによる発見が多い。
- 上記のことから、小学校では、保護者からの情報を聴く機会を設けることが大切。

④ いじめが見えにくいのは

- いじめは大人の見えないところで行われている。
 - ・ 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態。
 - ・ 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲のよい仲間のような形態。
- いじめられている本人からの訴えが少ない。
 - ・ 親に心配をかけたくない。
 - ・ いじめられている自分はダメな人間だ。
 - ・ 訴えても大人は信用出来ない。
 - ・ 訴えたら、その仕返しが怖い。
- ネット上のいじめは最も見えにくい。
 - ・ 学校ではほとんど見えない。家庭で「メール受信があっても見ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」等の兆候があれば、いじめにあっていいる可能性があることを保護者に伝え、疑わしき時は、即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

2 早期発見のための手立て

日々の観察

- 「子どもがいるところには教職員がいる」ことを目指す。
- いじめを含めた悩みを打ち明けられる日々の関わりをもつ。

ノート、連絡帳の活用

- 担任と子ども、保護者が日頃から連絡を密にしておくことで、信頼関係を構築する。

観察の視点

- 学級内にグループが出来ている場合はいじめに発展しやすくなることを意識する。
- グループがあることを認識した場合には、そのグループの人間関係がどうか把握する。
- 気になる言動が見られた場合には、適切に指導を行う。
- 複数の目で多様な立場から見る。(担任、分科、養護教諭、栄養教諭、ほっとルーム、司書、事務、警備員、用務員)

教育相談

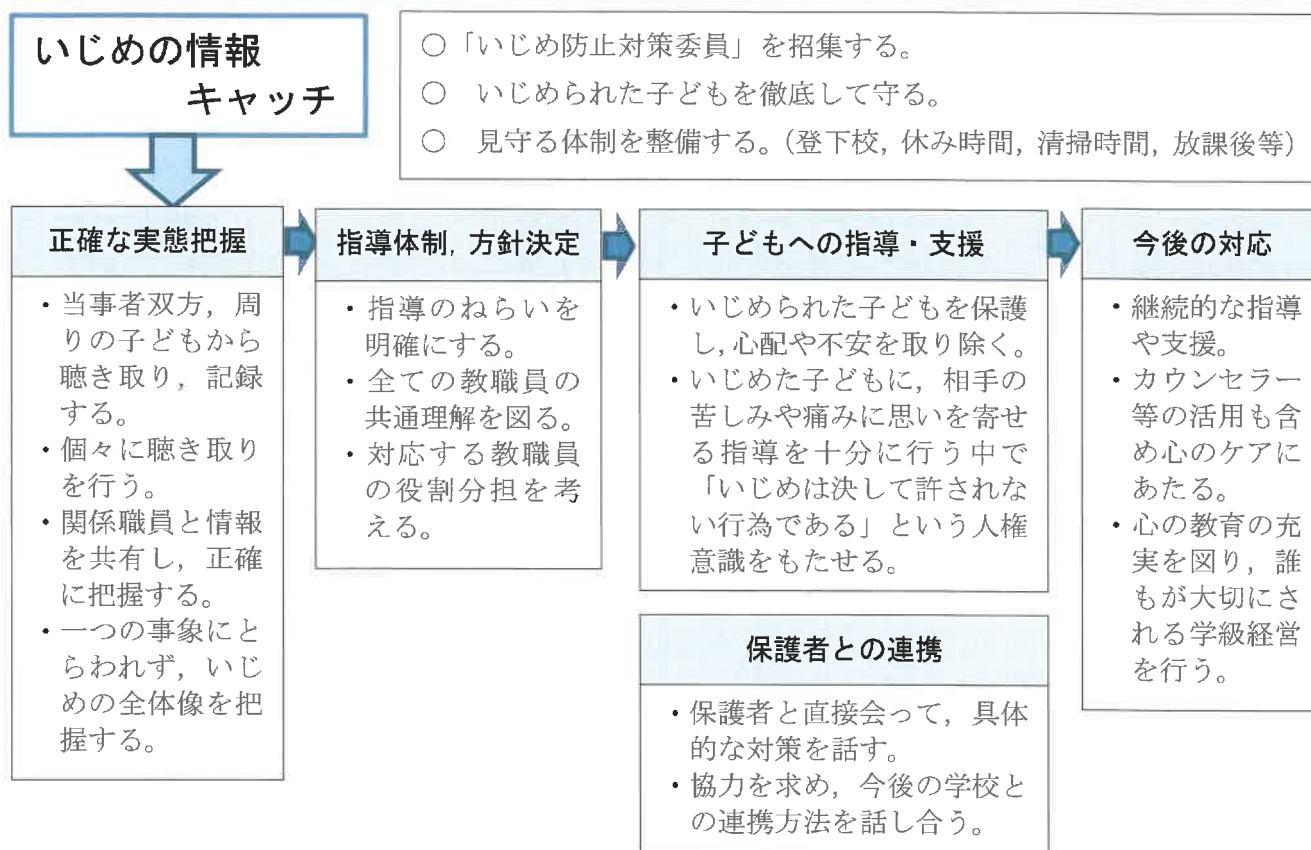
- 定期的な教育相談の機会を設ける。
- ほっとルームの有効な利用

困りごと調査

- いじめ発見の手立ての一つであると認識する。
- いじめられている子どもにとってはその場で記入することが難しいことを考慮して実施する。

いじめ発生時の対応

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

- いじめられていると相談に来た子どもや, いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は, 他の子どもたちの目に触れないよう, 場所, 時間等に慎重な配慮を行う。また, 事実確認は, いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行うことが必要。
- 状況に応じて, いじめられている子ども, 情報を伝えた子どもを徹底して守るため, 登下校, 休み時間, 清掃活動, 放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては, いじめの行為を行うに至った経過や心情等をいじめている子どもから聴き取るとともに, 周囲の子どもや保護者等, 第三者からも詳しく情報を得て, 正確に把握する。
- 保護者対応は, 複数の教員で対応し, 事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な情報を得るため, 複数の教職員で対応することを原則とし, 管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

★ 把握すべき情報例

- ・誰が誰をいじめているのか?
- ・いつ, どこで起こったのか?
- ・どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか?
- ・いじめのきっかけは何か?
- ・いつ頃から, どのくらい続いているのか?

- 【加害者と被害者の確認】
- 【時間と場所の確認】
- 【内容】
- 【背景と要因】
- 【期間】

子どもの個人情報は, 取扱に十分注意を!

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子どもに対して

子どもに対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決出来る希望がもてることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに、電話連絡・家庭訪問等で保護者に事実関係を伝える。
- 学校の基本方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた子どもに対して

子どもに対して

- いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤独感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

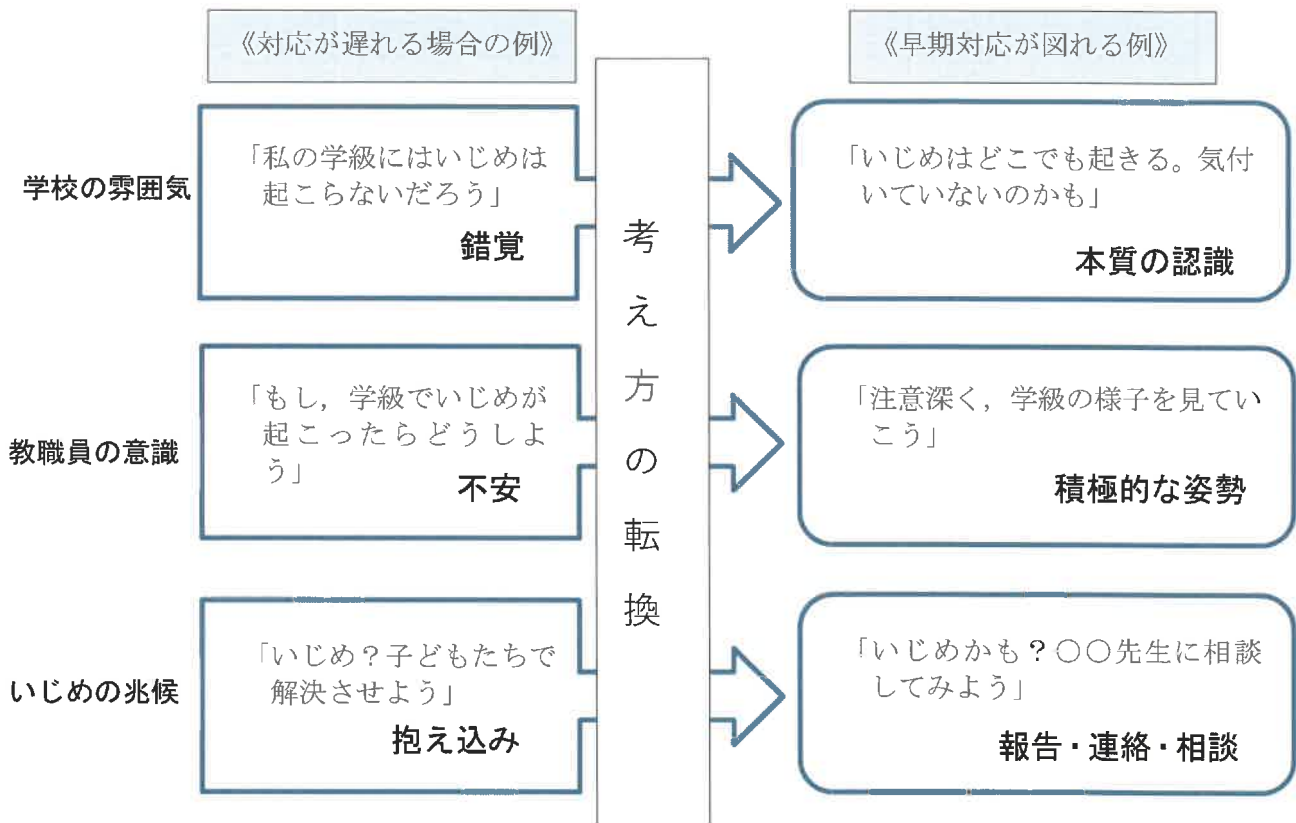
③ 周りの子どもたちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料を基に、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記、手紙等で積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた子どものよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信をもたせる。
- いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために、日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するために



いじめは現に起きている

いじめはどの子にも起こりうる